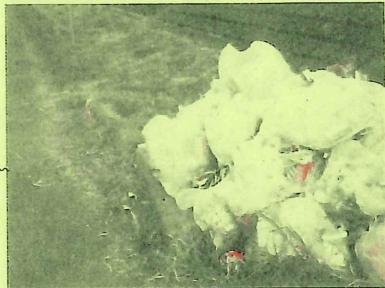




不法投棄は 犯罪 です！

◆ 不法投棄は絶対に許されません！！

志布志市は、「志布志市ポイ捨て防止条例」により、市民や事業者の意識を高め、市民総参加による美しいまちづくりを進めています。



市民や事業者は、ポイ捨てのない美しいまちづくりに努めてくださるようお願いします。なお、本条例に違反すると5万円以下の過料に処されます。

志布志市ポイ捨て防止条例（抜粋）

第1条 この条例は、空き缶・吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等ポイ捨ての防止について必要な事項を定め、市民等及び事業者の意識の向上を図り、市民総参加による共生協働の美しいまちづくりを推進することを目的とする。

- 資源ごみ … 指定ごみ袋に入れて、指定された収集日に
 - 一般ごみ ゴミステーションに出してください。
 - 生ごみ … 指定日に生ごみ回収バケツに入れてください。
 - 粗大ごみ … 各自業者に個別収集を依頼するか、直接清掃センターへ搬入してください。
- 決められた方法
で、きちんと排出
しましょう！
-



不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」
によって禁止されています。(要約)

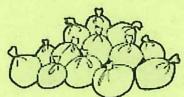
第16条（廃棄禁止）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条（罰則）

第16条の規定に違反して廃棄物を捨てたものは、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(法人においては3億円以下の罰金)



お問い合わせ先

志布志市役所	有明庁舎	市民環境課	環境政策係	TEL099-474-1111
	志布志庁舎	市民税務課	環境衛生係	TEL099-472-1111
	松山庁舎	総務市民課	市民年金係	TEL099-487-2111

市民の皆さんへ

日頃よりごみの分別にご協力いただきありがとうございます。

今後とも、ごみの分別収集にご協力くださるようお願いします。